

# 金文通解

## 文盨

### 三輪 健介

器名 士百父盨（張光裕）・文盨（李學勤他）

#### 考釋

時代 西周晚期（厲王あるいは宣王）

①張光裕 「西周士百父盨銘所見史事試釋」（陳昭容主編『古文字與古代史』第一輯、中央研究院歷史語言研究所、二〇〇七年）

②李學勤 「文盨與周宣王中興」（『文博』二〇〇八年第二期）

③黃錫全 「西周“文盨”補釋」（張光裕・黃德寬主編『古文字學論稿』安徽大學出版社、二〇〇八年）

收藏 海外某收藏家

④王進鋒 「西周文盨與殷見樂」（『交響—西安音樂學院學報』二〇〇八年第二期）

#### 著錄

張光裕 「西周士百父盨銘所見史事試釋」（陳昭容主編『古文字與古代史』第一輯、中央研究院歷史語言研究所、二〇〇七年九月）

⑤王進鋒 「西周文盨與殷見樂舞」（『中國音樂』二〇〇九年第一期）（④王進鋒とほぼ同文のため、本文では④を以て王進鋒氏の説とする）

劉雨・嚴志斌編著 『近出殷周金文集錄二編』（中華書局、二〇一〇年）

⑥朱鳳瀚 「論西周時期的“南國”」（『歷史研究』二〇一三年第四期）

457

#### 略稱

吳鎮烽 『商周青銅器銘文暨圖像集成』（上海古籍出版社、二〇一二年）  
05664

集成 中國社會科學院考古研究所編『殷周金文集成（修訂增補本）』（中華書局、二〇〇七年）

新收 鍾柏生・陳昭容・黃銘崇・袁國華編『新收殷周青銅器銘文暨器影彙編』（藝文印書館、二〇〇六年）

通釋 白川靜『金文通釋』（白川靜著作集別卷、平凡社、二〇〇四—二〇〇五年）

器制

①張光裕によると、蓋は失われており、器の口沿下に重瓦紋を飾り、器の圈足は竊曲交連紋であるという。また、器の高さと大小については記録を失っており、補を待つとしている。



文盥畫像（①張光裕より引用）

銘文

器内底に銘文六行四十八字

唯王廿又三年八月、  
王命士芻父殷南邦、  
啓者（諸）侯、乃易（賜）馬、王命

文曰、遼（率）道（導）于小南、唯  
五月初吉、還至于成

周、乍（作）旅盥、用堇（對）王休



文盥銘文（①張光裕より引用）

唯王廿又三年八月、王命士芻父殷南邦、啓者（諸）侯

「唯王廿又三年八月」について、①張光裕は、「王」は厲王あるいは宣王であると考え、器の述べるところの史實が駒父盥蓋（集成4164・西周晚期）と似ているため、宣王時器に入れて差し支えないとしている。②李學勤・③黃錫全・④王進鋒もこの「王」を宣王と考え、②李學勤は、宣王二十三年は紀元前八〇五年であるという。西周後期に在位した王のうち、その年数が二十四年（後文に次年のことが記述されているため）以上であるのは、厲王（『史記』によると三十七年）と宣王（『史記』によると四十六年）のみであるため、どちらかの王に屬すと考えられる。本稿では諸家の宣王説に従う。

二行目第四字は、「百」と讀む説と「智」と讀む説がある。そうすると王に命令を受けた人物は「士百父」もしくは「士智父」となり、その職が考察されている（以下、本稿では各研究者の説を引用する際、人名は各研究者の使用する用語を挙げる）。①張光裕は問題の字を「百」と讀み、士百父の職等は明らかでないという。②李學勤は①張光裕の釋した「百」字に對して、伯百父簋（集成 3920・西周中期）・伯百父鑿（集成 9225・西周中期）・伯百父盤（集成 10079・西周中期）に見える「伯百父」の「百」字と比べると、明らかに差異があるとし、字に缺損があるが「智」字であるという。そして、士智父は克鐘（集成 204205・206207・208・西周晚期）・克罍（集成 209・西周晚期）の士智であり、王朝の司寇官で六卿に列しており、故に王は彼に命じて殷見の事を處理させたと考えている。④王進鋒は、士百父は王が派遣して諸侯を殷見する官員であり、『周禮』に見える大行人に類似した官職を擔當したと考えている。

問題となっている字は「百」と「智」のどちらとも判別がしがたい。ここでは「智」字であると考えておく。士智父は②李學勤のいわれるように克鐘・克罍の士智である可能性もあるが、「智」字であるとは確實にはいえないため、同一人物であるのかどうかについては保留しておくことにする。ただし下文において士智父は諸侯を「殷」（後述）しているため、その身分は高いと思われる。

王が士智父に命じた内容である「殷南邦啓者（諸）侯」は、解釋が分かれる部分である。特に問題となるのが銘文の三行目第一字であり、①張光裕は「君」と讀み、③黃錫全は「啓」と讀み、また①張光裕の

注7の記述によると陳偉武氏は「群」と讀むという。②李學勤・④王進鋒・⑥朱鳳瀚は①張光裕と同様に「君」としている。假に「君」字であるとすれば、「殷南邦君者（諸）侯」というように、王の命令を受けた士智父が南の邦君と諸侯を「殷」したということになる。⑥朱鳳瀚は王が文（朱氏は士智父の名という）に命令して南邦君・諸侯を慰問させたと考え、南邦君・諸侯は諸南邦の君と南土南部邊域上の諸侯であり、いずれも西周王朝が册命した畿外封君に屬すという。

しかし、この字は「君」とは字形がやや異なっており、文字の「戸」の部分と手を表す部分の一部が一體化してしまっているが、③黃錫全のように「啓」と讀み、「王命士智父殷南邦、啓者（諸）侯」とすべきであろう。

「殷南邦」の「殷」は『周禮』に見える「殷同」・「殷見」・「殷規」の禮と結びつける研究者が多い。①張光裕は、金文中の殷はみな盛意を隱含しており、禮儀が盛大で、人員が多く、禮樂が盛んであるということを含んでいると考える。そして、「殷同」・「殷見」・「殷規」はみな爲政者が政治を行い統御するところの道であり、それはもとより禮容が盛んであることに關係しており、故に殷といったのであるという。②李學勤は、殷見は周王に對する集體の朝見であるとする。そして、「殷南邦君諸侯」は周王が南國の諸侯國を召集して朝見に來させ、士智父がそれを執り行ったと考える。③黃錫全は、士伯父（黃氏は銘文の隸定と譯では「士百父」としているが、本文中では「士伯父」としている）が南方に至り南邦方を召集して周宣王のもとに來朝させたとする。④王進鋒は、後の銘文内容より殷見の場所は成周ではなく、

諸侯國であつたとしている。⑥朱鳳瀚は、金文中の「殷」は王が使臣を派遣して慰問する意であり、また、王命を受けて行うところの上から下に對する慰勞・安撫の禮儀であるとしている。そして、①張光裕に従い、「殷」を名としたのは「殷」に「盛」義があることを取つたためであり、意味はこの種の禮儀の隆盛を指し、あるいは感情の親しみを表したのもかもしれないという。

「殷同」・「殷見」・「殷規」について、『周禮』の該當部分を確認すると、

『周禮』春官・大宗伯

春見曰朝、夏見曰宗、秋見曰覲、冬見曰遇、時見曰會、殷見曰同。

時聘曰問、殷規曰視。

【春見を朝と曰ひ、夏見を宗と曰ひ、秋見を覲と曰ひ、冬見を遇と曰ひ、時見を會と曰ひ、殷見を同と曰ふ。時聘を問と曰ひ、殷規を視と曰ふ。】

とあり、その鄭玄注に、

殷猶衆也。十二歳王如不巡守、則六服盡朝、朝禮既畢、王亦爲壇、合諸侯以命政焉。所命之政、如王巡守。殷見、四方四時分來、終歳則徧。

【殷は猶お衆のごときなり。十二歳に王、如し巡守せざれば、則ち六服盡く朝し、朝禮既に畢れば、王亦た壇を爲り、諸侯を合して以

て政を命ず。命ずる所の政、王の巡守のごとし。殷見は、四方四時分かれ來たり、終歳にして則ち徧あまなし。】

時聘者、亦無常期、天子有事乃聘之焉。境外之臣、既非朝歳、不敢瀆爲小禮。殷規、謂一服朝之歳、以朝者少、諸侯乃使卿以大禮衆聘焉。一服朝在元年、七年、十一年。

【時聘なる者は、亦た常期無く、天子事有れば乃ち之を聘す。境外の臣、既に朝歳に非ざれば、敢て瀆して小禮を爲さず。殷規は、一服朝するの歳を謂ひ、朝する者少きを以て、諸侯乃ち卿をして大禮を以て衆聘せしむ。一服朝するは元年、七年、十一年に在り。】

という。「殷見」・「殷規」・「殷同」はいずれも⑥朱鳳瀚の指摘する通り、諸侯や諸侯國の卿が來朝して王に見えることをいう。

次に金文に見える「殷」について確認する。金文では「殷」・「廢」と記述されている。

小臣傳簋（集成3206・西周早期）

隹（唯）五月既望甲子、王（才）在（在）京、令（命）師田父殷成周（年）……

【唯れ五月既望甲子、王、莽京に在り。師田父に命じて成周に殷するの年……】

作册鬲卣（集成3400・西周早期）／作册鬲尊（集成3911）

佳(唯) 明保殷成周年、公易(賜) 乍(作) 册鬲鬯・貝……

【唯れ明保、成周に殷するの年、公、作册鬲に鬯・貝を賜ふ。……】

豊缶(集成 5403・西周中期) / 豊尊(集成 5396)

佳(唯) 六月既生霸乙卯、王才(在) 成周、令(命) 豊殷(殷) 大矩、

大矩易(賜) 豊金・貝……

【唯れ六月既生霸乙卯、王、成周に在り。豊に命じて大矩を殷せしむ。

大矩、豊に金・貝を賜ふ。……】

士上卣(集成 5421、5422・西周早期) / 士上尊(集成 5399) / 士上

盃(集成 9454)

佳(唯) 王大餽(禴) 于宗周、徂(延) 饗荜京年、才(在) 五月既

望辛酉、王令(命) 士上眾史寅殷(殷) 于成周……

【唯れ王、大いに宗周に禴し、延きて荜京に饗するの年、五月既望辛酉に在り、王、士上と史寅とに命じて成周に殷せしむ。……】

『周禮』に記述される諸侯や諸侯に派遣された卿が王のもとに來朝することとは異なり、金文のいずれの事例も王が臣下を派遣して「殷」を行っている。その場所が明確であるのは成周のみであるが、成周における「殷」は、小臣傳簋や作册鬲缶に見られるように大事紀年として用いられることもあった。豊缶に見える「大矩」は白川靜氏によると、成周庶殷中の特定氏族名であるという(『通釋』六、第五〇輯、三七一〜三七三頁)。金文の事例からは、②李學勤や③黃錫全のように、

周王が南國の諸侯たちを來朝させたということはできない。以上の事例と本器の記述をあわせて考えると、「殷」とは王が臣下を派遣してある地點に諸侯たちを召集し、何らかの命令を與えるものであったと思われる。

「南邦」については、金文では本器のみに見えるが、周からみて南方の邦國を指す。傳世文獻では、

『詩經』蕩之什・崧高

齊賚申伯、王纘之事。于邑于謝、南國是式。王命召伯、定申伯之宅。

登是南邦、世執其功。王命申伯、式是南邦。因是謝人、以作爾庸。

【齊賚たる申伯、王、之が事を纘がしむ。于きて謝に邑し、南國に是れ式たらしむ。王、召伯に命じ、申伯の宅を定めしむ。是の南邦を登し、世よ其の功を執らしむ。王、申伯に命じ、是の南邦に式たらしむ。是の謝人に因り、以て爾の庸を作らしむ。】

に見える。ここでの「南邦」は南の諸侯國のことを指している。よって、「殷南邦」は南の諸侯を召集したことをいうのであろう。これらの諸侯國は下文に見える「小南」の地にあっただと思われる。諸侯を集めた目的が次の句の「啓諸侯」である。

「啓諸侯」について、③黃錫全は『晉書』卷二・帝紀第二「昔宣王選建德、光啓諸侯、體國經野、方制五等。所以藩翼王畿、垂祚百世也。」【昔、宣王、徳を選び建て、光ひに諸侯を啓き、國を體ち野を經し、方に五等を制す。王畿を藩翼し、祚百世に垂るる所以なり。】に見える

といい、文鑑を宣王時期の器と考えているため、本銘の意と合うとする。また、啓の本義は開啓で、啓發・開導・教導の義があり、他に開闢・開拓の義もあるという。そして、「啓」の義と先に引用した『晉書』の記載とを結合すると、本銘の「啓諸侯」は『晉書』の「光啓諸侯」で、大いに諸侯を開く、廣く諸侯を開く、諸侯を擴大して力を壯大にさせ、そして「王畿を藩翼」させたと考えている。これは恐らく周宣王が士伯父を派遣して視察させた主要任務あるいは意圖であるとしている。

しかし、③黄錫全が引用する『晉書』の「宣王」は「先王」の誤りであり、この器が宣王期のものである正否は別として、『晉書』の記載と本器の内容を結びつけることはできない。また、宣王期には上に引用した『詩經』蕩之什・崧高に見える申伯の謝への封建という事例はあるが、③黄錫全のいうように諸侯を擴大したと考えるのは言い過ぎであろう。

「啓」は『左傳』僖公二十年「二十年、春、新作南門。書、不時也。凡啓塞從時。」【二十年、春、新たに南門を作る。書するは、時ならざるなり。凡そ啓塞は時に従ふ。】の杜預注に「門戸道橋謂之啓。」【門戸道橋、之を啓と謂ふ。】とあり、ここでは道や橋を作ることをいうと考えられる。

道の整備は諸侯國に與えられた役割りの一つであったようである。

『國語』周語中

定王使單襄公聘于宋、遂假道於陳以聘於楚。火朝覲矣、道弗可行也、侯不在疆、司空不視塗、澤不陂、川不梁、野有庾積、場功未畢、

道無列樹、墾田若執、膳宰不致餼、司里不授館。國無寄寓、縣無施舍、民將築臺于夏氏。及陳、陳靈公與孔寧・儀行父南冠如夏氏、留賓不見。單子歸、告王曰、陳侯不有大咎、國必亡。

【定王、單襄公をして宋に聘し、遂に道を陳に假りて以て楚に聘せしむ。火、朝に覲え、道は弗にして行くべからず、侯は疆に在らず、司空は塗を視ず、澤は陂せず、川は梁せず、野に庾積有り、場功未だ畢らず、道に列樹無く、墾田は執の若く、膳宰は餼を致さず、司里は館を授けず。國に寄寓無く、縣に施舍無く、民將に臺を夏氏に築かんとす。陳に及べば、陳靈公、孔寧・儀行父と南冠して夏氏に如き、賓を留めて見ず。單子歸り、王に告げて曰はく、陳侯、大咎有らざるば、國必ず亡ぶ。】

この記述は春秋時代のことであるが、定王の命令により單襄公が楚に赴く際、陳の道を通ったことをいう。「道弗可行也」の「弗」は韋昭注に「草穢塞路爲弗。」【草穢り路を塞ぐを弗と爲す。】とあるように、陳の道は荒廢が進んでいた。また、諸侯國內の道は、その諸侯が維持・管理したことが分かる。

『國語』の記述では、道の荒廢は諸侯による怠慢が原因となっていたが、その一方で、戦争によって引き起こされる場合もあった。

欽鐘（集成 282・西周晚期）

王肇適省文武勤彊（疆）土、南或（國）反（服）孳（子）敢召（陷）虐我土、王辜（敦）伐其至、戡（撲）伐厥都、反（服）孳（子）廼

遣聞來逆卻(昭)王、南戸(夷)東戸(夷)具見、廿又六邦……

【王、肇めて文武の勤めたまひし疆土を適省す。南國服子、敢て我が土を陥虐す。王、敦伐して其れ至り、厥の都を撲伐す。服子迺ち聞を遣はし來たりて逆へて王に昭へ、南夷・東夷具に見へること、廿又六邦。……】

禹鼎(集成 2833、2834・西周晚期)

……亦唯噩(鄂)侯駿(馭)方率南淮戸(夷)・東戸(夷)廣伐南或(國)東或(國)、至于歷内……

【……亦た唯れ鄂侯馭方、南淮夷・東夷を率ひて、南國・東國を廣伐し、歷内に至る。……】

應侯見工鼎(新收 1556・西周晚期)

隹(唯)南戸(夷)丰敢乍(作)非良、廣伐南或(國)……

【唯れ南夷丰敢て非良を作し、南國を廣伐す。……】

以上の事例は、南方における南夷や南淮夷等の異民族の反亂であるが、たび重なる戦争はその地域を荒廢させたと考えられる。

これらの反亂は南國が西周王朝による收奪の対象地域であったことに一因がある。参考のため、西周王朝が淮夷・南淮夷に貢納を求めた事例を挙げ、南國の重要性を確認しておく。

兮甲盤(集成 10174・西周晚期)

……王命(命)甲政(征)鹳(司)成周四方賚(積)、至于南淮戸(夷)、淮戸(夷)舊我貞晦(賄)人、母敢不出其貞・其賚(積)・其進人……  
【……王、甲に命じて成周四方の積を征司し、南淮夷に至らしむ。淮夷は舊我が貞賄の人、敢て其の貞・其の積・其の進人を出ださざる母れ。……】

兮甲盤には周王が甲に命じて南淮夷の居住する地に行かせたことが記されており、その目的は貢納物の徴收であった。貢納物として、貞(絹織物と貝)・積(『左傳』僖公三十三年の杜預注によると「積、芻米菜薪。」という)・進人(奴隸)が記述されている。

駒父盥蓋(集成 4764・西周晚期)

唯王十又八年正月、南仲邦父命駒父設(卽)南者(諸)侯、達(率)高父見南淮戸(夷)、阜(厥)取阜(厥)服、莖(謹)尸(夷)俗、豢(遂)不敢不苟(敬)畏王命、逆見我、阜(厥)獻阜(厥)服、我乃至于淮、小大邦亡敢不□具(俱)逆王命、四月、鬯(還)至于蔡、乍(作)旅盥、駒父其邁(萬)年、永用多休

【唯れ王の十又八年正月、南仲邦父、駒父に命じて南諸侯に卽き、高父を率ひて南淮夷を見えしむ。厥れ厥の服を取り、夷俗を謹む。遂に敢て王命を敬しみ畏れずんばならず。逆へて我に見え、厥れ厥の服を獻す。我乃ち淮に至り、小大邦敢て□して俱に王命を逆へざることなし。四月、還りて蔡に至り、旅盥を作る。駒父其れ萬年、

永く用て多休ならんことを。」

「𠄎(厥)取𠄎(厥)服」・「𠄎(厥)獻𠄎(厥)服」の「服」とは異民族の立場からいえば貢納物のことである(金文に見える「服」については、木村秀海「貯」と「服」―西周時代の貯積と貢納―『關西學院史學』三六、二〇〇九年)参照。駒父が南淮夷の居住する土地に派遣された目的は、南淮夷からの貢納物の徴収であったと考えられる。「服」は他に土山盤(新收1555・西周中期)にも「王乎(呼)乍(作)册尹册令(命)山、曰、于入萁侯、𠄎(出)𠄎(徵)𠄎(都)・荊・尹服、眾大虚服・履服・六孳服、萁侯・𠄎(都)・尹賓貝・金」【王、作册尹を呼び山に册命せしめて曰はく、于きて萁侯に入り、出でて都・荊・尹の服を徴し、大虚の服・履の服・六孳の服に眾べ、と。萁侯・都・尹、貝・金を賓る。】と見え、同様に貢納物の意として使われている。土山盤の記述も周の南方の地域の事例である。

以上のように、當時の南國は西周王朝にとって經濟基盤というべき地域であるといえる。特に王朝にとって重要であったのは、長江流域から貢納される銅(金文では「金」と書かれる)である。長江流域には銅綠山をはじめとして銅の産地が多くあり、銅を周の王畿に輸送するためには本器銘文に見える「小南」(後述)を通る必要があった。南方の道の荒廢は、貢納物徴收等といった周王の命を受けた使者を現地に派遣することができず、重要な貢納物の輸送が途切れ、その上、反亂勃發時にも軍隊を現地に派遣することができない等、西周王朝と南國の關係の途絶を意味する。このようなことから、王は土匄父に命

じて小南に赴かせ、その地の諸侯たちを集めて、荒廢が進んだ小南の道を整備する命令を下したのであろう。この地の安定は王朝にとって重要なことであった。

乃易(賜)馬、王命文曰、逵(率)道(導)于小南

「乃易(賜)馬」について、ここで問題となるのは、馬を賜わったのは誰か、馬を賜われたのは誰か、「土匄父」と下文に見える「文」とは同一人物かという点である。②李學勤は、王が文に馬を賜わったと考え、文は土匄父の僚屬であり、同一人物ではないと考えている。③黄錫全は、この文章の主語は王であり、馬を與えられたのは文で、馬匹を賞賜したのは文を土伯父の付添人とするためであったとし、土伯父と文は別人であると考えている。④王進鋒は、主語は土匄父であり、土匄父は王の命令に従い、馬を南國諸侯に賞賜して奨励となしたとする。また王氏は、②李學勤のいう文は土匄父の僚屬であるという説に對して、これは一種の可能性であり、「文」と「土匄父」とは互いに上下關係のない二人であり、いずれも王が南邦諸侯の殷見の禮を主宰するために派遣した官員であると考え、①張光裕にはこの部分の言及はないが、土匄父と銘文の後段「王命~~文~~」の~~文~~(本稿でいう「文」)は同一人であると考えている。⑥朱鳳瀚は、文は土匄父の名であると考えている。

この部分にいう「乃」は副詞である。前文では王の土匄父への命令が書かれており、「乃」字以下は文に對する賜與と命令となっている。



この文章は王が文に馬を賜り、命令を與えたものと考えられ、士留父と文とは別人である。「馬」については、小臣麥鼎（集成 2775・西周早期）では「馬丙（兩）」、應侯見工鐘（集成 107-108・西周中期）等では「馬四匹」というように、賜われた馬の頭数が記されている。ここでは、馬一頭が賜われたのであろう。

四行目第一字について、①張光裕は未釋、②李學勤・③黃錫全らは「文」と釋す。この字は「文」と釋して問題がなく、詢簋（匄簋、集成 4321・西周晚期）に見える「文且（祖）乙白（伯）」の「文」字がこの字形に近い。

「逵道于小南」の解釋について、①張光裕は「逵」は帥で、「帶領」（引率する・指揮する）の意とする。「𠄎」が王命に従って、先頭部隊を指揮して「小南」を経て南邦君諸侯を殷したと考える。②李學勤は、「道」は「導」に作り、「率導」の意は「領路」（道案内をする）であるという。③黃錫全は、「逵」は導であり、「率道」とは「導路」・「帶路」・「引路」（道案内をする）の意であるといい、文は先行官であったと考える。④王進鋒は、「率」は「帶領」・「統領」（統率する）の意、「道」は導であり、于是本銘中では句中の語助詞であって意はないという。そしてこの部分を「率、道于小南」と読み、王が「文」に命令して殷見禮を舉行する時、多くの人を率い、彼らを指導して小南のような樂舞を演じさせたという。このような殷見禮を行う時には奏樂の儀式があり、まさに殷の本義が鼓を撃つのと暗合すると考えている。

「逵」は『說文』「逵、先道也、从辵、率聲。」【逵は、先道なり。辵に从ひ、率聲。】の段玉裁注に「道、今之導字、逵、經典假率字爲之」

【道は、今の導字、逵は、經典に率字を假りて之と爲す】という。ここの「逵」は「率」と読み、文が士留父を先導したことをいう。「道」は字形が崩れているが、諸家は「道」と釋す。ここでは「導」と讀む。文は士留父が小南へ赴く際の案内人・先導者のような者であったと考えられる。

「小南」は、①張光裕は地名あるいは某區域の屬であるという。③黃錫全は①張光裕に従い、宗周秦嶺に「南山」すなわち終南山があり、「小南」と關係があるとする。そして、當時の南山には小南・大南の區分があった可能性があると考える。②李學勤は『詩經』谷風之什・大東に「小東大東、杼柚其空」【小東大東、杼柚其れ空く】とあり、何が「小東」と「大東」であるのか歴代の學者の注釋は異なっているという。そして、朱子『詩集傳』は「小東大東、東方小大之國也。」【小東大東は、東方の小大の國なり。】といい、西周金文中の甗（集成 3930・西周早期）・駒父盃蓋に「小大邦」があるのと對照すると、朱子の説は正しいという。「小東」は東方の小諸侯國で、「小南」は南土の小諸侯國であるといい、小國君長は天子に朝見する機會がなく、文を派遣し先行させて諸侯が來朝するための道案内をさせることは必要なことであったと考える。④王進鋒は、「南」を郭沫若・唐蘭兩氏が本義と考える樂器という説をとり、小南も一種の樂器であるという。また、小南は樂舞の名でもあると考えており、それは南樂中の比較的低级なものであり、南國諸侯を殷見する時に利用したとする。

王進鋒氏以外の研究者はみな「小南」を地名もしくは地域名であると考えている。金文に見える「南」の事例を確認すると、禹鼎に見え

る「南淮戸（夷）」・「南或（國）」や、號仲盪（集成435・西周晚期）の「南征」というように南方の意がある。また、南宮乎鐘（集成181・西周晚期）に「嗣（司）土（徒）南宮乎」・「南公」、仲南父壺（集成9642・9633・西周晚期）に「中（仲）南父」というように姓名に使われる事例も確認することができる。しかし、王氏のいわれるような樂器の意として「南」が使われる事例はない。ここでは南方の意に解すべきである。

「小南」について、②李學勤や⑥朱鳳瀚に言及があるが、類似した言葉に『詩經』に見える「大東」・「小東」がある。傅斯年「大東小東說―兼論魯燕齊初封在成周東南後乃東遷」（『中央研究院歷史語言研究所集刊』二本一分冊、一九三〇年）によると、「大東」は『詩經』魯頌・閼宮の「泰山巖巖、魯邦所詹、奄有龜蒙、遂荒大東、至于海邦、淮夷來同。莫不率從、魯侯之功。」【泰山巖巖として、魯邦の詹る所、龜蒙を奄有し、遂に大東を荒ち、海邦に至り、淮夷來同す。率從せざる莫きは、魯侯の功。】（傅斯年氏は「奄有龜蒙、遂荒大東」の部分のみを引用している）という記述から、泰山山脈以南の各地、今の山東の境、濟南泰安以南、あるいは泰山東部に及ぶという。また、「小東」については、山東濮縣河北濮陽大名一帯、秦漢以來の所謂東郡であると考えている。⑥朱鳳瀚は、傅斯年氏のいう「小東」説は正しいが、「大東」が東は僅かに泰山東部に及ぶというのは、詩意「至于海邦」に合わず、更に東の海濱に及ぶと指摘している。

「大東」・「小東」は、周の王畿からの遠近によって大小が使い分けられており、王畿の近くが「小東」、遠くが「大東」と呼ばれている。「小

南」は同様に考えると、王畿から近い南の地域であるといえよう。具體的には、周に封建された諸侯の封地のある漢水中流付近を指すものと思われる。この地はここまで見てきたように、交通の要所であった。唯五月初吉、還至于成周、乍（作）旅盪、用莖（對）王休。

「五月初吉」は、王が士習父に南邦を殷することを命じた次年のことであろう。二十三年八月に王命が出されており、二十四年五月までその期間は九カ月である。

「初吉」について、王國維「生霸死霸考」（『觀堂集林』卷第一・藝林一）は、一月を「初吉」（一日より七・八日）・「既生霸」（八・九日より十四・五日）・「既望」（十五・六日より二十二・三日）・「既死霸」（二十三日より晦）の四つに分け、そのうちの一日から七・八日までを指すと考えている。黃盛璋「釋初吉」（『歷史研究』一九五八年第四期）は王國維説の誤りを指摘し、「初吉」は「初干吉日」（月の初めの十日間に出現した吉日）であり、これにより必ず上旬中の十個の干日を含んでいると考えている。春秋期以後の金文では、「初吉」は樊季氏孫仲鼎（集成2624・戰國）・陳逆匱（集成4629・戰國早期）等、戰國期のものにも見えるが、「既生霸」・「既望」・「既死霸」は現在のところ確認することはできない。このことは、「初吉」は「既生霸」・「既望」・「既死霸」とは異なった意味を持つ言葉であった可能性が高い。現状では黃盛璋氏のように考えるのが正しいと思われる。

「還」字は字形が崩れており判別が難しいが、諸家は「還」と釋す。

前述した駒父盨蓋に「鬲(還) 至于蔡」という語があり、「還」と讀む意味が通じる。二十三年八月に士留父と文が小南の地に赴いて諸侯を召集して道の整備を命じ、九ヵ月後の二十四年五月の初めに成周に歸ったのである。

②李學勤は、文の任務は約九ヵ月進められ、二十四年五月の初めまでに成周(洛陽)に歸ったという。そして、諸侯の來朝には道案内をする必要がある、諸侯の地への歸り道にそれは必要ないため、この朝見は成周で舉行された可能性が高く、時は二十四年の夏であるという。しかし、この銘文はここまで述べてきたように、諸侯を來朝させるための王命を記述しているのではない。

「旅盥」は他の銘文にも多く確認することができる。また、「旅盥」の他にも「旅鼎」・「旅甗」等のように「旅」字を青銅器名に冠する銘文が数多くあり、このような「旅彝」について考察したものに、黃盛璋「釋旅彝—銅器中“旅彝”問題的—個全面考察」(『中華文史論叢』一九七九年第二輯)がある。黃氏によると、旅彝は移動したり流用することのできる器で、内外で用いることができ、そのようなことから、宗廟の祭祀に用いたり、携帯して行旅や征伐に用いることができたという。本器も「旅」を冠しているため、そのような青銅器であったといえる。

「莛」(對)字は右側に手の形がない。このような字形は亳鼎(集成2654・殷)の「亳敢莛」(對)公中(仲)休【亳敢て公仲の休に對ふ。】の「莛」字を擧げることができる。

「乍(作)旅盥、用莛(對)王休」は金文常用の句であるが、他の

銘文と若干異なる。例えば、免卣(集成2888・西周中期)では「對揚王休、用乍(作)障彝」【王の休に對揚して、用て障彝を作る】というように、「王の賞賜にこたえて青銅器を作る」という事例が大半であり、青銅器の制作と王の賞賜にこたえる語順が逆になっている。

### 訓讀

唯れ王の廿又三年八月、王、士留父に命じて南邦を殷し、諸侯に啓かしむ。乃ち馬を賜ひ、王、文に命じて曰はく、率ゐて小南に導け、と。唯れ五月初吉、還りて成周に至る。旅盥を作り、用て王の休に對ふ。

### 現代語譯

王の二十三年八月、王は士留父に命じて南方の邦國(の諸侯)を召集し、諸侯に道を整備させた。かくして(王は文に)馬を賜り、王は文に命じて言う、「先導して(士留父を)小南に導け」と。(次年の)五月初吉、成周に歸った。旅盥を作り、王の賞賜にこたえた。

(岡山大學社会文化科學研究科客員研究員)

